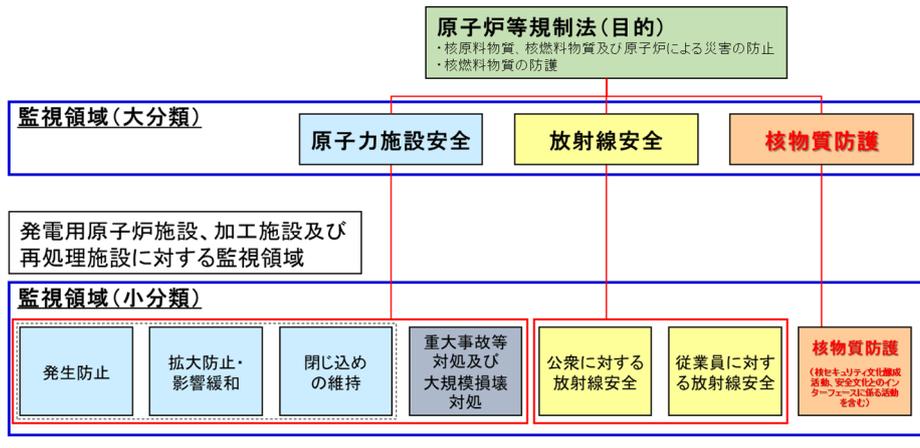


対応区分について

1 監視領域

原子力規制検査を実施するに当たって関係する事項を一括で監視できる体系となるよう、事業者の保安及び特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動（以下「安全活動」という。）の目的（以下「活動目的」という。）に応じ、図のとおり「原子力施設安全」、「放射線安全」及び特定核燃料物質の防護（以下「核物質防護」という。）の3つに大分類し、更にそれぞれ小分類を設け、分類ごとの活動目的の達成状況を監視する。



2 監視領域「核物質防護」の目的と属性

核物質防護検査の対象監視領域は、図のとおり、大分類・小分類ともに「核物質防護」であり、その目的と属性については以下のとおり。

監視領域（小分類）「核物質防護」の目的	
特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為を防止すること。	
属性	評価領域
立入承認	防護区域等への人の立入りの承認
出入管理	防護区域等への人及び車両等の出入管理
物理的防護	防護区域等の設定等の物理的防護
情報システムの防護	情報システムに対する外部からのアクセス遮断、情報システムセキュリティ計画
核物質防護体制	防護体制の整備、緊急時対応計画の作成、非常の場合の対応
特定核燃料物質の管理	特定核燃料物質の管理
核物質防護情報の管理	核物質防護情報の管理

3 対応区分の設定

各監視領域の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて、別表に示すとおり、対応区分を設定する。なお、安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれか分類の大きいものとする。